

事務連絡
平成22年11月16日

〔ロシア向け輸出水産食品施設登録者
ロシア向け水産食品輸出者〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
水産庁漁政部加工流通課

ロシア向け輸出水産食品の商標記載事項の変更について（追加情報）

ロシア向け輸出水産食品の商標記載事項については、平成22年9月15日付け事務連絡（以下「前回事務連絡」という。）においてお知らせしているところです。

今般、ロシア連邦動植物衛生監督庁より、商標記載事項について追加情報の通報がありましたのでお知らせするとともに、一部の食品については、前回事務連絡においてお知らせした規制の適用期日に変更になりましたので訂正いたします。

なお、最新のロシア規則等については、ロシア連邦動植物衛生監督庁より詳細な情報提供が行われていないことから、事前にロシア連邦動植物衛生監督庁、ロシア側の税関及び輸入業者等に詳細を十分ご確認の上、輸出を行うようお願いいたします。

記

1. グレージングへの規制については、以下（1）～（3）に分けられる。
 - （1）魚から製造された水産物
 - （2）エビから製造された水産物
 - （3）その他の水棲無脊椎動物・水棲ほ乳類・藻類・その他の水棲生物及び植物

2. グレージングへの規制は、1. (1) については、前回事務連絡でお知らせしたとおり、2010年10月1日以降ロシア連邦に搬入された貨物に適用されており、(2) 及び (3) については、2011年4月1日以降ロシア連邦に搬入される貨物について適用されることと訂正された。

連絡先

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

担当：松岡、前川

電話：03-5253-1111 (内線2473、2490)

FAX：03-3503-7964

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：安養寺、横内

電話：03-3502-8111 (内線4539)

FAX：03-3501-2685

水産庁漁政部加工流通課

担当：和澤、高松

電話：03-3502-8111 (内線6610)

FAX：03-3591-6867